

## 志木市役所の人材確保戦略について

市では、安心して働く志木市役所を実現し、職員の人材確保に向けた取り組みとして、令和8年4月1日から「志木市役所人材確保戦略」を実施します。

### 1 志木市役所人材確保戦略の内容

#### (1) ウエルカムバック採用制度

過去に志木市役所で勤務歴があり、結婚や育児、介護などでやむを得ず退職した職員を対象に、退職前や退職後に得た知識や経験を生かして再び活躍してもらう機会をつくるとともに、少子化や転職などで人材確保が難しくなる中で、即戦力となる人材の獲得を狙います。

- ・ 受験資格 市職員として1年以上の勤務経験があり、採用予定日時点での退職後15年以内及び55歳未満であること。
- ・ 採用時期 令和8年8月1日（予定）
- ・ 試験内容 書類選考や面接など
- ・ 勤務条件 職位は退職時の職位以下とします。勤務時間や休暇は条例に基づき、給料月額は職位や職歴などに応じて決定します。

#### (2) 年次有給休暇の単位の見直し

現在、年次有給休暇の最小単位を1時間としているところ、職員個人の事情に配慮した働き方を推進し、柔軟な働き方を可能とするため、年次有給休暇の最小単位を15分とします。

記 者 発 表 資 料  
令和8年2月16日  
総合行政部人事課  
担当者／尾崎（課長）  
電話番号／048-473-1120  
志 木 市